

令和7年監査公表第3号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を公表する。

令和7年7月15日

半田市監査委員 西 川 承

半田市監査委員 小 出 義 一

住民監査請求監査結果

令和7年5月7日付け、請求人から提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（11枚）」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和7年5月7日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和7年5月7日付け、「住民監査請求書（11枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。陳述を求めます。

第1. 請求の趣旨

半田市政は、令和5年ころから国からの勧めでコンサルを市長特任顧問に任命して、そのテーマを半田市街地の活性化と決めてコンサルを求めました。このテーマは、半田市政がこれまで失政してきたもので、この失政を認めることなく正当化する目的でそのようにテーマをコンサルに与えたものです。

このコンサルは、あらかじめ用意されていた手法を用いて、検討に参加した市民を

誘導してアウトプットされたのが半田市中心市街地コンセプトブックであり絵にかいたモチです。その他に、コココリンの新設と名鉄知多半田駅前東ロータリーの改修計画等で、このアウトプットが実施されても、半田市の活性化に対する効果は期待できません。半田市そのものが活性化できる風土・地域でないからです。このために半田市が投入した公金の特任顧問料1年間分880万円及びコココリン初期投資分1億700万円の計1億1,580万円の1/2である5,790万円を半田市長は、半田市に返納して、失政分を弁償するよう求めます（なお、特任顧問料の1/2は、市職員と市民への教育代として有効であったと考え、コココリンの初期投資の1/2は、他の設備に転用可としました。）。

＊「住民監査請求書（11枚）」の内、「第2．請求の理由」、「第3．提出する書証（書証1．～書証5.）」については、記載を省略している。

第2 請求の要件審査

令和7年5月7日に提出された住民監査請求書（11枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月26日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和7年6月11日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨の陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■ ■■■

また、同日、「令和7年5月7日付け、住民監査請求書（11枚）に関する証拠の提出及び陳述について（提出）4枚」の提出があり、これを受理した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（11枚）」の「請求の趣旨」欄には、「半田市が投入した公金の特任顧問料1年間分880万円及びコココリン初期投資分1億700万円の計1億1,580万円の1/2である5,790万円を半田市長は、半田市に返納して、失政分を弁償するよう求めます」と記載されている。

したがって、特任顧問料及びコココリン初期投資分の支払いについて、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である市民経済部産業課から提出された関係資料の要旨は、次のとおりである。

（1）中心市街地について

（ア）半田市の中心市街地

半田市の中心市街地は、中心市街地活性化基本計画に定められており、鉄道・バス・タクシーなど交通の結節点となっている名鉄知多半田駅周辺から都市機能が集積しているＪＲ半田駅周辺や観光拠点でもある半田運河周辺、そして、半田市役所周辺までの約 85 h a の区域を中心市街地として設定している。

(イ) 中心市街地の目指すまちの姿

人口減少が避けられない中、将来にわたり持続可能な半田市とするためには、「住み続けたいまち」、「選ばれるまち」にならなければならない。その中で効率的な投資を行うには、中心市街地に多様な都市機能を集約し利便性を高めるとともに、公共交通などで周辺地域と効率的に結ぶ「コンパクトプラスネットワーク」のまちづくりを進め、魅力と活力ある中心市街地を形成し、人口減少の影響を大きく受ける郊外部を含めた市全体の経営維持を図る必要がある。

こうしたことを実現するために、民と公が連携し、それぞれの得意分野を活かし、活性化に取り組むことで、「暮らす」「来る・関わる」「働く・興す」といった来街・滞留目的がより多く集約された中心市街地となることを目指している。

(ウ) 知多半田駅前土地区画整理事業・再開発事業の効果

①人口の回復、②複合的都市機能の充実、③中心商業機能の強化、④交通体系の確立、⑤居住環境の改善、等を図ることを目的に実施した事業であり、道路、公園などの都市基盤や宅地を整備したことで、まちの魅力や交通利便性が向上し、マンション等の集合住宅が立地するなど、居住環境が改善された。一方で、事業期間が長期に渡り、早期に商業活動を再開する状況をつくれなかったこともあり、未利用地や駐車場となっている土地も多く、商業活性化に向けては、民間投資を呼び込むための環境を整えることで、にぎわいの創出とエリア価値の向上を図っていく必要がある。

(エ) ＪＲ武豊線半田駅付近連続立体交差事業・ＪＲ半田駅前土地区画整理事業の効果

鉄道によって分断されていた中心市街地が一体となることで、ＪＲ半田駅周辺と名鉄知多半田駅周辺を含む、一体的なまちづくりへとつながり、東西交通の円滑化や駅前広場の整備により、魅力ある中心市街地の形成に寄与する。また、高架化にあわせて実施する土地区画整理事業により、公園や広場などの都市基盤と安心・安全な道路の整備を行うことで、にぎわい創出や暮らしやすさの向上につながる。

(2) 中心市街地活性化に向けた取組について

(ア) 中心市街地活性化推進方針（令和５年７月策定）

中心市街地活性化に向け、地域が主体となるまちづくりを推進する指針とするため、街の性質や成り立ちから、エリアごとの戦略等を策定。

(イ) 中心市街地まちづくりセミナー（令和５年１１月～令和６年１月）

中心市街地の「まちづくり」に関して全国で様々な分野で活躍する実践者から他地域における先進事例等を学ぶセミナーを全６回開催し、中心市街地活性化に向けた気運づくりと意識醸成が図られた。

(ウ) 中心市街地未来図づくりワークショップ（令和5年11月～令和6年2月）

市民等の参加者とともに、中心市街地内の未来の姿を考えるワークショップを開催し、エリアごとに夢の未来図（半田市中心市街地コンセプトブック）を作成。

【全体ビジョン】ワークショップ：全3回開催

【名鉄知多半田駅周辺エリアビジョン】ワークショップ：全4回開催

【ＪＲ半田駅周辺エリアビジョン】ワークショップ：全2回開催

【半田運河周辺エリアビジョン】ワークショップ：全3回開催

(エ) 知多半田駅東ロータリーリニューアル構想検討ワークショップ（令和6年7月～）

知多半田駅東ロータリーの空間を人が居心地よく滞在でき、多様な利活用が可能な魅力的な広場へ改修するため、ワークショップで市民意見を反映し、基本構想を策定。

知多半田駅東ロータリーにストリートファニチャー（椅子とテーブル）を設置し、通過点となっている名鉄知多半田駅前に人が居たくなる空間を創出することで、来街するきっかけや足をとめるきっかけとなり、日常的な人の滞留を生むことにつながるかを令和6年2月から実証実験を行い検証している。

(オ) コココリン（半田市創造・連携・実践センター）令和6年11月オープン

センターのオープンに向けては、令和5年度に、センターのデザインや必要な機能を考えるワークショップを開催。ワークショップ参加者の中から、新たに市民活動団体「コトコトラボ」が立ち上がり、まちなかに緑を増やす活動やおおまた公園で朝市を開催するなど、様々な活動が生まれている。

(カ) 中心市街地活性化基本計画（令和7年3月策定）

中心市街地の目指すまちの姿や中心市街地活性化の戦略、取組などを策定。

(3) 市長特任顧問について

(ア) 市長特任顧問は、市長公約に掲げている「中心市街地活性化」に向けて、民間人材を活用した事業展開により、人口減少を見据えた持続可能なまちづくりを目指すとともに、民間の発想を職員に浸透させることで意識改革を図るため、令和4年12月より登用している。選考に際しては、約200名の公募の中から、7名に絞り最終選考を行った結果、まちづくりコンサルタントとして20年以上の実績のある伊藤大海氏を採用している。

業務内容については、次のとおりである。

- ・ 広域的な視点からの活性化策の検討
- ・ 中長期的視点を持った戦略・政策・実行計画の考案及び企画
(中心市街地活性化推進方針の策定支援・基本計画の策定支援)
- ・ 市長への政策提言
- ・ 地域が主体的かつ持続的に取り組む仕組みづくり
- ・ 中心市街地活性化協議会及び外部機関との連携

・市役所内の関係部署への指示・助言

(イ) 報酬、費用弁償

市長特任顧問の報酬、費用弁償については、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支払われており、毎月の活動実績に応じて、適正に支給されている。

「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」

第2条 日額による報酬は、職務に従事した日数に応じて支給する。ただし、職務に従事した時間が1日につき4時間未満の場合は、市長が特に認める場合を除き、日額の2分の1の額を支給する。

第3条 非常勤の職員が公務のため旅行した場合には、その旅行に要する費用の弁償（以下「費用弁償」という。）をするものとする。

2 費用弁償の額については、半田市職員旅費支給条例別表第一副市長の項の例により、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(4) 半田市中心市街地コンセプトブックについて

(ア) 作成経緯

地域が主体となって中心市街地活性化を進めるためには、関わる人が自分事としてまちづくりについて考えていただくことが必要である。そのため、行政主導のまちづくり計画を進めていくのではなく、まちづくりに想いや関心を持った地域の方々を中心に、中心市街地の未来を自由な発想で、自分事として描いてもらうためにコンセプトブックの作成を進めた。

作成にあたっては、「知多半田エリア」、「JR半田エリア」、「半田運河エリア」、「中心市街地全体」の4種のエリアに分けてワークショップを実施。それぞれのエリアワークショップで、参加者の夢を詰め込んだ未来図（計3種）を作成し、全体ワークショップを経て、コンセプトブックとしてまとめた。

(イ) 目的

ワークショップを通じて、中心市街地活性化に向けた気運の醸成を図り、市民、事業者、地域の方々などで思い描いた未来イメージをPRすることで、今後自ら主体的に動こうとするプレイヤー、仲間を増やしていくこと。また、中心市街地活性化基本計画の策定を見据え、市民意見等の集約を行うこと。

(5) コココリンについて

(ア) 建設経緯

中心市街地の活性化は、半田市の最重要課題の1つであり、令和4年12月より市長特任顧問を登用、地域のステークホルダーの意見ヒアリングを重ねた上で、令和5年7月に「中心市街地活性化推進方針」を策定し、戦略テーマを「来街・活動の目的となる場と環境づくり」と掲げ、特に名鉄知多半田駅前の目指す姿を「まちなかりビング、つどう、つながる、うみだすエリア」とした。

このエリアの気運を高める具体的な場づくりを可視化する取組として、長期的目線で半田市において働く人を増やす仕組みとするべく建設に至った。

(イ) 設置目的

- ・ 中心市街地活性化に向けた拠点機能
- ・ 市民、事業者及び学生等の交流、連携、ネットワークの形成
- ・ 起業、創業の促進及び産業人材の育成
- ・ 情報発信

(ウ) 中心市街地の活性化につながると考えている理由

コココリンを核として、産業人材の育成や市民・事業者等の交流、連携・ネットワークの形成を図り、好循環を生み出すことで、市内外からも何かコトを起こしたい人たちが集まり、「半田に行けば何かやれる」という気運やまちの価値を高めていくことで、知多半島の人材が半田に集い、活発な交流や連携のもとで、新たな価値が生まれ、中心市街地の目指すまちの姿でもある「はんだに暮らしたくなる、関わりたくなる、働きたくなる、知多半島の中心市街地」の実現につながると考えている。

第4 監査委員が認定した事実

監査の対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 市長特任顧問について

中心市街地の活性化は、半田市における長年の課題であり、今後進めていく上では、行政主導ではなく、公民連携して進めていくことが重要である。そのために、民間の発想を市職員に浸透させることで意識改革を図るよう、中心市街地活性化に関する専門知識を有した民間人材を市長特任顧問として登用したものである。

市長特任顧問の報酬、費用弁償については、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、毎月の活動実績に応じて支払われている。

令和6年5月6日以降に支払日の到来した、報酬と費用弁償を確認したところ不要な支出、過大な支出などは見受けられなかった。

2 コココリンについて

コココリン（半田市創造・連携・実践センター）は、「中心市街地活性化に向けた拠点機能」、「市民、事業者及び学生等の交流」、「連携、ネットワークの形成」、「起業、創業の促進及び産業人材の育成」、「情報発信」を目的に、「中心市街地活性化推進方針」に基づき、名鉄知多半田駅前エリアの気運を高める取組として、長期的目線で半田市において働く人を増やす仕組みとするべく、設置されたものである。

初期投資費用としてコココリンの建設費、家具の調達、インターネット機器等の支払いを行っているが、これらの支払いについては、財務会計上の手続きに則り、適正に処理されていると認められる。

第5 監査委員の判断

本請求は、当該支出が法第242条第1項の違法若しくは不当な公金の支出にあたるものであるが、同条第2項により当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求をすることができない。

ここで、特任顧問料における公金の支出のあった日とは、各月ごとの市長特任顧問の報酬及び費用弁償の支払日と解される。よって、本審査請求日である令和7年5月7日から1年以上が経過している令和6年5月6日以前に支払日が到来した支出については、監査請求の要件を具備していない請求であると判断し、請求を却下するのが相当であり、その余について実質的な審査を行うこととする。

同様に、請求人の言うコココリン初期投資分における当該経費の支出状況についても令和6年5月6日以前に支払日が到来した支出については、請求を却下するのが相当であり、その余について実質的な審査を行うこととする。

全国的に急速な人口減少・少子高齢社会の到来により、かつての右肩上がりの時代背景を受けていたからこそ取り組めていたような拡大的な開発や生活環境および事業環境の維持が半田市においても難しくなることは避けられない。

こうした中、これまで様々なインフラ投資がなされ、交通、福祉等サービス機能、消費機能、環境等の様々な集積機能が整備されてきた「まちの顔」とも言うべき中心市街地は、合理的な投資を進めていくべき場所であり、周辺都市に対して競争力を発揮するべく、都市の個性を最も色濃く反映する担い手でもある。

そのため、半田市は、将来に向けて持続可能なまちとするよう、人口減少の影響を大きく受ける郊外部を含めた市全体の維持につながる都市経営の仕組みづくりとしての中心市街地活性化に取り組んでいる。

半田市では、長年にわたり中心市街地活性化に取り組んできたが、思うような成果があがっていない。そのため、今後はこれまでのような行政主導のまちづくり計画を進めるのではなく、地域が主体となり公民連携により、進めていくこととしている。

この点、半田市では令和4年12月から中心市街地活性化に関して専門的な知識を持つ民間人材を活用した事業展開を行うよう、半田市中心市街地活性化市長特任顧問を配置し、民と公が連携し、それぞれの得意分野を活かし、来街・滞留目的がより多く集約された中心市街地となるための取組を進めている。

特に半田市の玄関口でもある名鉄知多半田駅前エリアの気運を高める取組のひとつが、コココリンであり、長期的目線で半田市において働く人を増やす仕組みとするべく建設したものである。コココリンが核となり、知多半島の人材が半田市に集うことで、新たな価値が生まれ、中心市街地の目指すまちの姿が実現できると考えている。

中心市街地の活性化に向けて、まちづくりセミナーやワークショップ等を通じて、参加者が未来の設計図・羅針盤となるコンセプトブックを作成し、そこに描かれた夢の実現に向けて、叶えるべく努力をするのは行政の役割と言える。

従って、市民等から利活用への期待が高かった知多半田駅東ロータリーのリニューアルや中心市街地の目指すまちの姿の実現に向けて、まちづくりの拠点となるコココリンを設置し、起業・創業支援や産業人材の育成に努めるのは、行政が取り組むべき事業と認めることができる。

請求人は、「市長特任顧問が検討に参加した市民を誘導している」と述べているが、ワークショップ等への参加者は、まちづくりに想いを持った市民や事業者の皆さんが、自らの意思で参画しているものであり、市長特任顧問が誘導してコンセプトブックの作成やコココリンの建設を進めたという事実はない。

半田市中心市街地活性化市長特任顧問は、任された業務を適正に遂行しており、その報酬及び費用の弁償は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第2条第1項及び第3条第2項の規定に基づき決定され、適正に支払われている。

また、コココリンの建設費など、初期投資にかかった費用についても、財務会計上の手続きに則り、適正に処理されている。

以上のことから、特任顧問料及びコココリン初期投資分の支払いについては、「違法又は不当な公金の支出」であるとはいえない。

第6 結果

本住民監査請求については、地方自治法第242条第11項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求については、令和6年5月6日以前に支出した公金についての請求を却下し、その余についてを請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして棄却する。

以上